

豊浦町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和元年5月31日
豊浦町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

豊浦町においては、農業従事者の高齢化と担い手不足が問題となっており、その対策を講じることが求められている。また、豊浦町は中山間地域特有の平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを検討する必要がある。

平地では園芸・水稻栽培等が盛んではあるが、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻であり、新規就農者の確保、後継者の育成が急務となっている。

また、中山間地域では、有害鳥獣による被害の増加や中山間地域、特に条件の悪い農地の遊休化が懸念されていることから、その発生防止に努めていかなければならない。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、豊浦町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成31年4月)	1,920ha	12.4ha	6.46%
3年後の目標 (令和4年4月)	1,920ha	6.2ha	3.23%
目 標 (令和6年4月)	1,920ha	3.1ha	1.61%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査は、推進委員が農業委員と連携して行う相談活動の一環として主に戸別訪問により利用意向の確認を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査において、農地中間管理事業を利用する意思があったときは、農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

農地パトロールにおいて、農地への再生利用が困難と判断した土地については、所有者等の将来的な利用を確認するとともに、農業委員と推進委員が協議の上、「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成31年4月)	1,920ha	1,472ha	76.67%
3年後の目標 (令和4年4月)	1,920ha	1,480ha	77.08%
目 標 (令和6年4月)	1,920ha	1,490ha	77.60%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と豊浦町（産業観光課）見直しを共に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、豊浦町（産業観光課）、北海道農地中間管理機構、JAとうや湖等と連携し、農地情報を集約化する体制を整備し、規模拡大を希望する担い手とのマッチング等、経営規模に応じた農地の集積を推進する。

また、利用権の設定期間が満了する農地についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域の実情に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、農業委員会の公示後、北海道知事の裁定で農地中間管理機構が利用権設定を行うことができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人)	新規参入者数(法人)
現 状 (平成31年4月)	2人	0法人
3年後の目標 (令和4年4月)	6人	0法人
目 標 (令和6年4月)	10人	0法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

北海道・全国の農業委員会ネットワーク機構、北海道農地中間管理機構と連携し管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会等を実施する。

② 企業参入の推進について

担い手がない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、

北海道農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員と推進委員の日常活動等により、所有者等の状況と農地の現状把握を行うとともに、青年や女性、法人等、新たな担い手農家の掘り起こし活動に努める。

また、農業への新規参入がしやすくなるように就農希望者に対する相談窓口を設けたり、説明会を開催するなどして積極的にPRする。